



全日三重

Vol-267
2016.7.26

公益社団法人 全日本不動産協会三重県本部
〒510-0087 四日市市西新地 10-16

TEL059-351-1822 FAX 059-351-1833
<http://mie.zennichi.or.jp/>

不動産業関連制度の改正等に伴う説明会開催のご案内

国土交通省による宅地建物取引業者、賃貸住宅管理業者向けの説明会が開催されます。

- 日時 平成28年8月22日(月)
13:30~15:30
- 場所 名古屋合同庁舎第2号館 3階共用大会議室
(名古屋市中区三の丸2-5-1 三の丸庁舎)
- 定員 150名
- 申込 8月5日(金)までにFAXによる事前の
申し込みが必要です。参加ご希望の方は
事務局までお申し出ください。

◎説明会概要

1. 宅地建物取引業法の改正について
2. 賃貸住宅管理業者登録制度の改正について
3. DIY型賃貸借に関する契約書式例及びガイドブックについて
4. 災害リスク情報の周知について
5. その他
6. 質疑応答

賃貸住宅の建物及び付帯設備の安全について

消費者庁消費者安全課

消費者庁には、賃貸住宅の建物及び付帯設備について、生命身体に危害を及ぼす不具合に関する情報が多数寄せられており、このうち約2割は、修繕を求めたが貸主が対応してくれないというものでした。

国土交通省の「賃貸住宅標準契約書(改訂版)」では、契約期間中の修繕について「貸主は、借り主が物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。」とされています。

宅建業と併せて賃貸業を営む方は、消費者が賃貸住宅の建物や設備を安全に利用できるような下記の対応をお願いします。また、賃貸管理業を営む方は、賃貸人に対して、下記の対応を行うように促してください。

- (1) 賃借人からの不具合の連絡に対し誠実に対応し、賃貸借契約の内容に照らして、特に安全性に関する不具合の申し出については、早急に点検し、必要な修繕を行う。
- (2) 法令等に基づく建物及び対象設備の点検の対応はもとより、建物や付帯設備において、必要に応じた点検を実施する。
- (3) 必要に応じて賃貸住宅の付帯設備の内容、使用期間及び状態等について、賃借人への情報提供に努める。

平成29年版 不動産手帳 有料分の注文を承ります

主たる事務所には1冊を無料配布(月刊不動産11月号に同封)します。
ご注文いただいた有料分は、カレンダーと一緒に県本部より送付します。



販売価格 1冊 430円(税込)



申込締切 平成28年8月19日(金)

申込書

Fax 059-351-1833

商号: _____

申込数: _____冊

《事務局夏季休業のお知らせ》

8月11日(木)~8月16日(火) ※土・日・祝定休
ご迷惑をおかけしますがよろしくお願い申し上げます。



「全日三重」は当県本部HPにも掲載しておりますのでご覧ください。